

鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 2 0 年 3 月

鹿 児 島 県

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画期間
- 3 対象区域
- 4 対象物

第2章 PCB廃棄物の保管量，発生量及び処分量の見込み

- 1 PCB廃棄物の保管状況
- 2 PCB使用製品の使用状況
- 3 保管及び使用事業場
- 4 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

- 1 処理体制の現状
 - (1) わが国におけるPCB廃棄物処理体制
 - (2) 本県のPCB廃棄物処理体制
- 2 処理体制の確保
 - (1) 適正保管の指導
 - (2) 収集運搬体制の確保
 - (3) 中小企業者への支援

第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進

- 1 関係者の役割及び連携
 - (1) 保管事業者等の役割
 - (2) 収集運搬業者の役割
 - (3) 鹿児島県の役割
 - (4) 鹿児島市の役割
 - (5) 鹿児島市以外の県下市町村の役割
 - (6) 国の役割
 - (7) 日本環境安全事業株式会社の役割
- 2 緊急時の対応

第5章 その他必要な事項

低濃度PCB汚染物の処理

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、蛍光灯の安定器の絶縁油、感圧複写紙等の幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起き、その毒性が社会問題化し、我が国においては昭和47年以降、製造は行われていない。さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)に基づき、昭和49年6月からは、製造・輸入等が事実上禁止となった。

その後は、高圧トランスや高圧コンデンサ等のPCB廃棄物について処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきた。こうした処分の目処が立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっている。

このような状況にあって、国ではPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）を制定した。

この法律に基づき国が策定した「PCB廃棄物処理基本計画」においては、全国に5か所広域処理施設を整備し、平成28年7月までにPCB廃棄物の処理を終えることとなっており、本県分のPCB廃棄物については、北九州市に整備された広域処理施設において、西日本17県分（中国、四国、九州）と併せて処理を行っていくこととなっている。

「鹿児島県PCB廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国のPCB廃棄物処理基本計画に即し、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

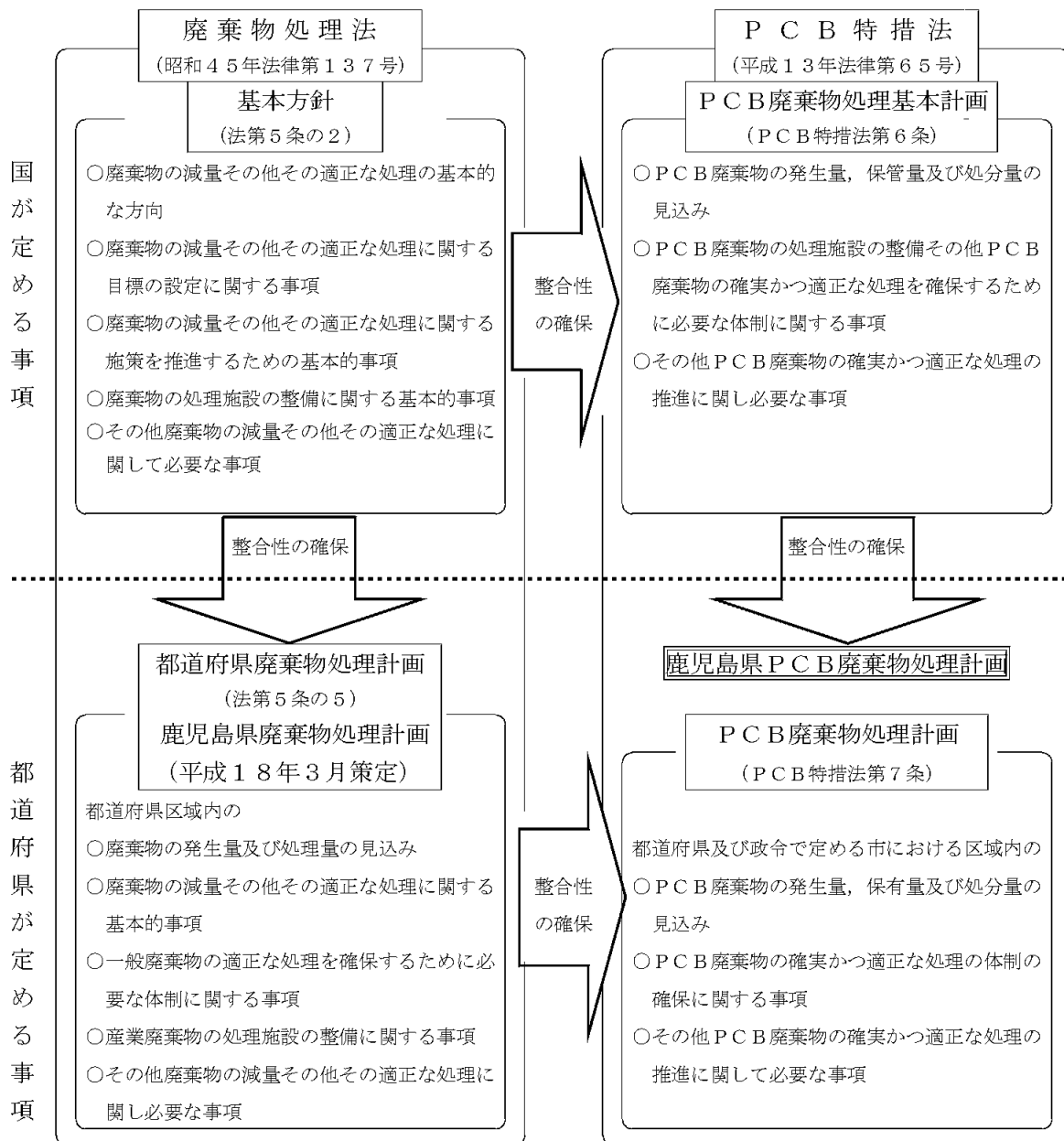
なお、本計画と他計画との関係は、図1のように示される。

2 計画期間

本計画は、平成20年度から、北九州PCB廃棄物処理事業の処理完了期限である平成27年3月までを計画期間とする。

本計画は、国のPCB廃棄物処理基本計画に則して5年毎に見直しを行うほか、西日本17県、北九州市及び日本環境安全事業株式会社で構成する「北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」（以下「広域調整協議会」という。）での調整や関係法令の改正等があった場合には、必要に応じて見直しを行う。

図1 鹿児島県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係



3 対象区域

本計画は、鹿児島県内全域を対象とする。

4 対象物

本計画の対象物は、鹿児島県内で保管されているPCB特措法第2条（※）に規定されているPCB廃棄物とする。

※PCB特措法第2条

この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の保管状況

PCB特措法第8条の規定により、鹿児島県内の事業場において、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）及び処分する者は、毎年度、前年度の保管及び処分の状況を鹿児島県知事（鹿児島市内にあっては鹿児島市長）に届け出ることが義務づけられている。

この届出を集計したPCB廃棄物の保管量は、表1のとおりである。

表1 PCB廃棄物の種類別保管量（平成19年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	鹿児島市小計		鹿児島市を除く県内小計		鹿児島県合計	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
高圧トランス	7	208台	20	84台	27	292台
高圧コンデンサ	103	371台	213	482台	316	853台
低圧トランス	3	30台	2	2台	5	32台
低圧コンデンサ	12	460台	24	1248台	36	1,708台
安定器	48	20,994個	123	16,454個	171	37,448個
PCB	3	1,327kg	0	0kg	3	1,327kg
PCBを含む油	4	30,417.611kg	9	43,704.26kg	13	74,121.871kg
感圧複写紙	1	1,053kg	3	734.9kg	4	1,787.9kg
ウエス	3	299.9kg	7	207.2kg	10	507.1kg
その他機器等 (注1)	14	135台	22	43台	36	178台
汚泥等 (注2)	2	778.1kg	2	773kg	4	1,551.1kg
その他汚染物 (注3)	7	1,249 $\frac{\text{kg}}{\text{個}}$	5	100 $\frac{\text{kg}}{\text{個}}$	12	1,349 $\frac{\text{kg}}{\text{個}}$
				2個 41kg		2個 41kg

(注1) 「その他機器等」とは、リアクトル、開閉器、遮断器、整流器等をいう。

(注2) 「汚泥等」とは、PCBを含んだ汚泥等をいう。

(注3) 「その他汚染物」とは、PCBの付着した汚染物をいう。

(注4) 「PCB」及び「PCBを含む油」で容積で届け出ているものは、1 $\frac{\text{kg}}{\text{個}}$ = 1kgに換算

2 PCB使用製品の使用状況

現在、使用しているPCB使用製品についても、PCB特措法に基づき届出の対象としている。この届出を集計した使用量は表2のとおりである。

表2 PCB使用製品の種別使用量（平成19年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	鹿児島市小計		鹿児島市を除く県内小計		鹿児島県合計	
	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量
高圧トランス	3	5台	2	5台	5	10台
高圧コンデンサ	8	34台	27	52台	35	86台
低圧コンデンサ	0	0台	1	2台	1	2台
安定器	3	94個	9	284個	12	378個
PCB	1	0.09kg	0	0kg	1	0.09kg
PCBを含む油	1	0.02kg	0	0kg	1	0.02kg
その他機器等	3	20台	29	111台	32	131台

3 保管及び使用事業場

本県内の保管及び使用事業場数は511事業場（鹿児島市：144 市外：367）で、そのうち多量保管事業場は3事業場（鹿児島市：2 市外：1）

4 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

PCB廃棄物の今後の発生量は、現在使用中であるPCB使用製品が計画期間内に使用が中止され、PCB廃棄物になることを前提として、現在の使用量と同量とする。本計画に基づくPCB廃棄物の処分量は、現在の保管量と今後の発生量の合計数量で見込むものとし、表3のとおりである。

表3 PCB廃棄物の処分量の見込み

PCB廃棄物の種類	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量の見込み (A+B)
高圧トランス	292台	10台	302台
高圧コンデンサ	853台	86台	939台
低圧トランス	32台		31台
低圧コンデンサ	1,708台	2台	1,710台
安定器	37,448個	378個	37,826個
PCB	1,327kg	0.09kg	1,327.09kg
PCBを含む油	74,121.871kg	0.02kg	74,121.891kg
感圧複写紙	1,787.9kg		1,787.9kg
ウエス	507.1kg		507.1kg
その他機器等	178台	131台	309台
汚泥等	1551.1kg		1,551.1kg
その他汚染物	1,349 $\frac{リットル}{個}$ 2個 41kg		1,349 $\frac{リットル}{個}$ 2個 41kg

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

1 処理体制の現状

(1) わが国におけるPCB廃棄物処理体制

国は、対象地域の地方公共団体との調整の結果を踏まえ、表4に示すとおり、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備を進めている。

日本環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業の仕組みは図2のとおりである。

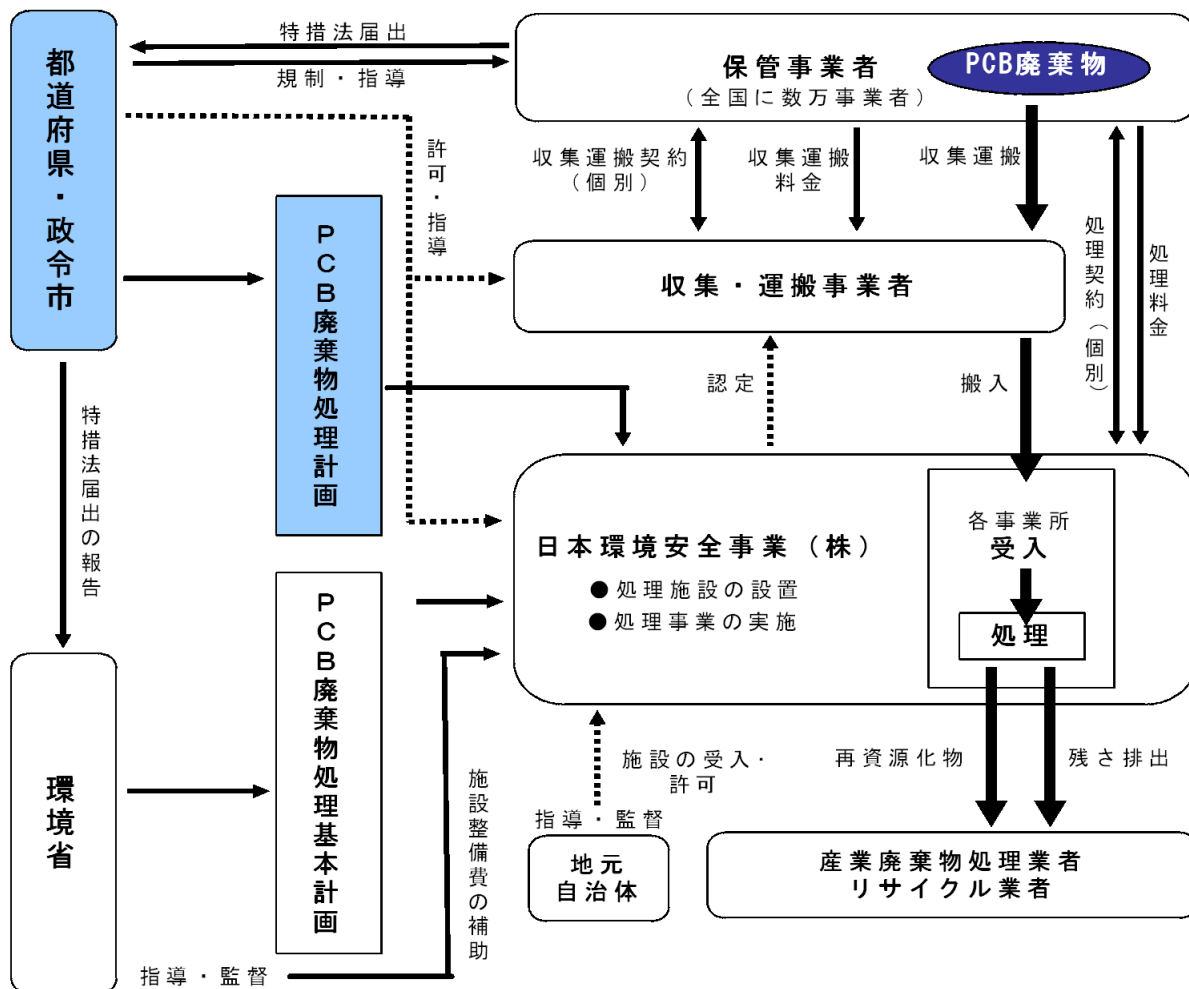
表4 日本環境安全事業（株）を活用した拠点的広域処理施設（H19.8現在）

事業名	北九州 PCB 廃棄物処理事業	大阪 〃	豊田 〃	東京 〃	北海道 〃
実施場所	北九州市 若松区 響町一丁目	大阪市此花区 北港白津 二丁目	愛知県豊田市 細谷町三丁目	東京都江東区 青海二丁目 地先	北海道室蘭市 仲町
対象地域	中国・四国 九州 〈17県〉	近畿 〈2府4県〉	東海 〈4県〉	南関東 〈1都3県〉	北海道・東北 甲信越 北関東・北陸 〈1道15県〉
処理対象	高圧トランス 等、廃ポリ塩 化ビフェニル 等及び汚染物 等	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	トランス、コ ンデンサ、安 定器が廃棄物 となったもの 並びに廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等
PCB 分解量	0.5 t/日 (第1期施設) 1.5 t/日 (PCB油量) 10.4 t/日 (PCB汚染物重量) (第2期施設)	2.0 t/日	1.6 t/日	2.0 t/日	1.8 t/日
処理開始	(第1期施設) H16.12 (第2期施設) H21.3(予定)	H18.10	H17.9	H17.11	H20.4(予定)
処理完了	H27.3	H27.3	H27.3	H27.3	H27.3

※ 北九州PCB廃棄物処理事業においては、第1期施設は平成16年12月から処理を開始しており、第2期施設は平成21年3月から処理を開始する予定である。両施設とも平成27年3月までPCB廃棄物の処理を行う。

※ 多量保管事業者（トランス・コンデンサ類を30台以上保管している事業者）のPCB廃棄物については、第1期施設において、平成20年から計画的に処理が行われる。

図2 PCB廃棄物処理事業の仕組み



(2) 本県のPCB廃棄物処理体制

本県内のPCB廃棄物は、北九州PCB廃棄物処理施設において処理を行う。同事業においては、第1期施設では、10 kg以上の高圧トランス・高圧コンデンサ、廃PCB等を処理対象とし、平成21年3月に操業開始予定の第2期施設では、高圧コンデンサ及び第1期施設処理対象物以外のPCB廃棄物（安定器、感圧複写紙、汚泥等）を処理対象としている。

北九州PCB廃棄物処理事業の概要は、表5のとおりである。

本県のPCB廃棄物は、多量保管事業場分が平成20年度から、少量保管事業場分が平成21年度から北九州PCB廃棄物処理施設において受入が開始され、平成27年3月までにすべての処理が終了する予定である。

また、現在稼働している第1期施設における処理対象物の各県毎の重点搬入スケジュールは表6のとおりであり、このスケジュールに従い処理を行うものとする。

重点搬入スケジュールでは、各1年半毎の重点搬入期間が4回設定されており、本

県は、それぞれの重点搬入期間内に各1回の割り当てがあることとなっている。

本県の割り当て時期は次の4回である。

	期 間
1回目	平成21年7月，9月
2回目	平成23年2月，3月
3回目	平成24年7月，9月
4回目	平成26年2月，3月

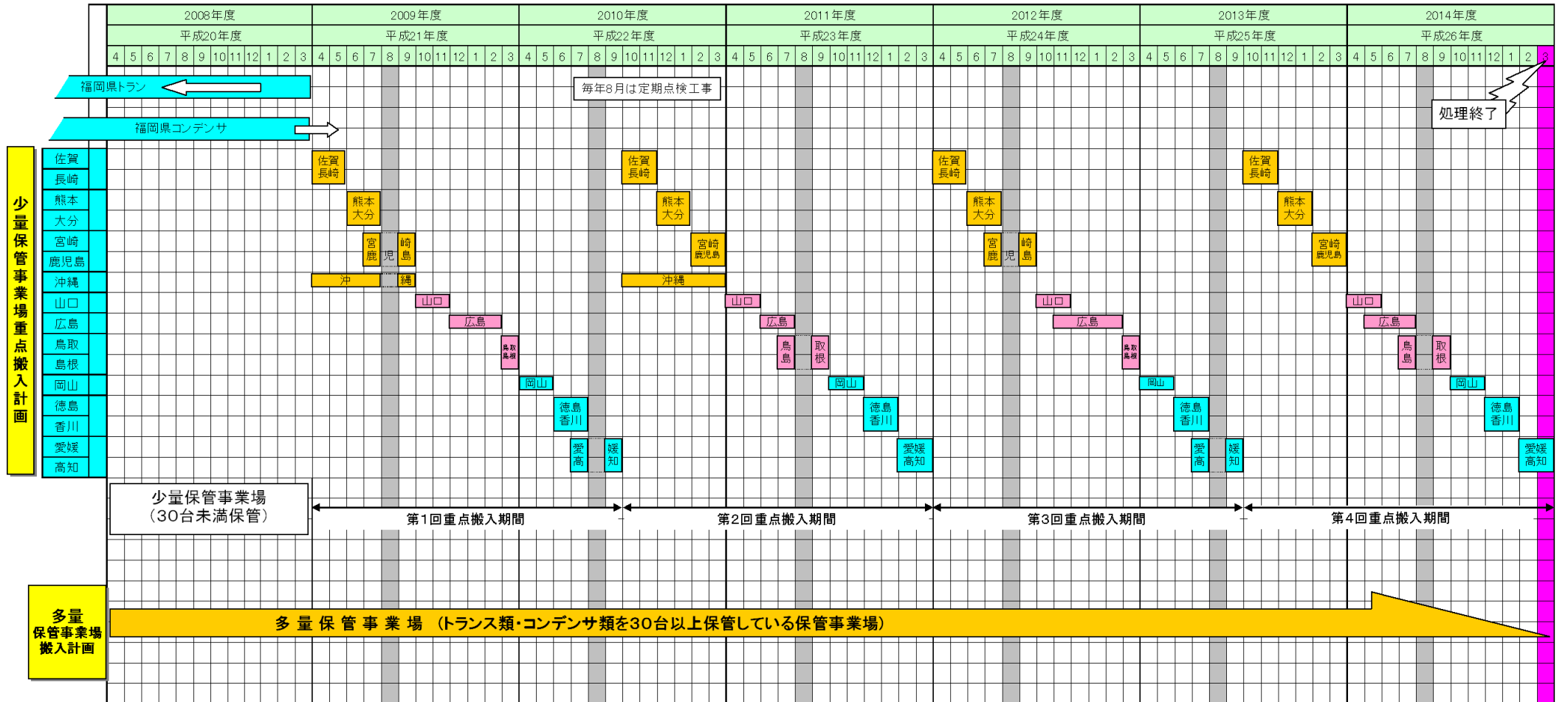
※毎年8月は定期点検工事のため、搬入はない。

なお、第2期施設における処理対象物の処理計画については、今後広域調整協議会で協議していくこととなっている。

表5 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

施設名	北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設		
事業主体	日本環境安全事業株式会社		
実施場所	北九州市若松区響町一丁目62番24号		
事業対象地域	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県		
処理対象	PCB廃棄物の種類	第1期施設対象物	第2期施設対象物
	高圧トランス	○(10kg以上のもの)	○(10kg未満のもの)
	高圧コンデンサ	○(10kg以上のもの)	○
	低圧トランス	○(高圧トランスと同程度の大型のもの)	○
	低圧コンデンサ	○(高圧コンデンサと同程度の大型のもの)	○
	安定器	×	○
	PCB	○	○
	PCBを含む油	○	○
	感圧複写紙	×	○
	ウエス	×	○
	その他機器等	○(リアクトル，放電コイル，サージアブソーバー，計器用変成器，開閉器，遮断器及び整流器等のうち高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型のもの)	○
	汚泥等	×	○
	その他汚染物	×	○
	※ 低濃度PCB汚染物(本処理計画第5章に記載)については、現在のところ処理対象物ではない。		
処理方法	第1期 脱塩素化分解法 第2期 脱塩素化分解法及びプラズマ熔融分解法		
処理能力	第1期 0.5トン/日(PCB分解油量) 第2期 1.5トン/日(PCB分解油量) 10.4トン/日(PCB汚染物重量)		
処理予定期間	平成16年12月～平成27年3月		

表6 北九州事業に係る各県ごとの重点搬入計画



※本計画の対象は、10kg以上の「高圧トランス等」及び「廃PCB油等」です。
 ※各県における処理の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うことがあります。
 ※定期点検工事時期及び期間は、年により一部変更があります。

2 処理体制の確保

(1) 適正保管の指導

保管事業者は、PCB廃棄物の処理が完了するまでの間、廃棄物処理法の保管基準に基づき、PCB廃棄物を適正に保管する必要がある。また、PCB特措法の規定により、PCB廃棄物の保管等の状況を毎年度知事等に届け出るほか、処理期限内に適正に処分することが義務づけられている。

県及び鹿児島市は保管中のPCB廃棄物が適正に処理されるまでの間、紛失やPCBの漏洩等による生活環境保全上の支障が生じないように、適正な保管に対する指導や助言を行うものとする。

(2) 収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に行うためには、保管場所での積み込みから処理施設への搬入までの収集運搬過程全般を通じた安全対策確保が必要である。

国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的事項を定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を平成16年3月に策定した。

また、日本環境安全事業株式会社は、平成16年3月に「北九州PCB廃棄物処理施設に係る受入基準」を定め、同基準の要件の全てを満たすと認定した事業者がPCB廃棄物を搬入することを許可することとしている。

県及び鹿児島市では、PCB廃棄物の収集運搬を行う者に対して、廃棄物処理法の処理基準、ガイドライン、上記受入基準等の周知を図るとともに指導・監督に努め、確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図ることとする。

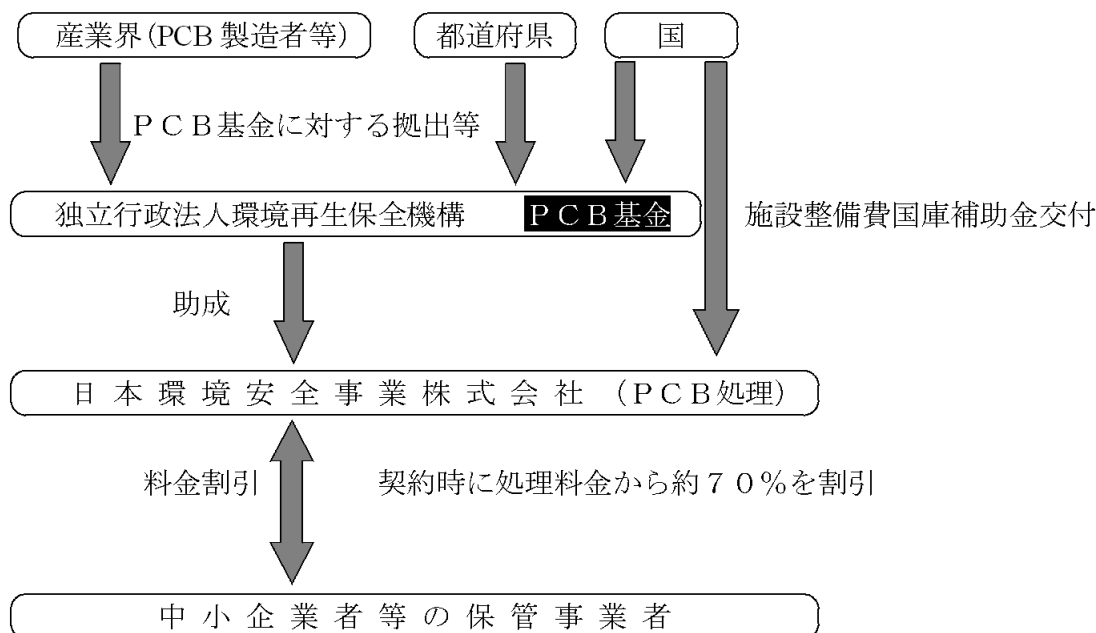
(3) 中小企業者への支援

PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物の処理費用と比べて相当高額になることから、負担能力の小さい中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用の一部に充てる等の目的のため、国、都道府県及び産業界等からの出えん金で造成されるPCB廃棄物処理基金が独立行政法人環境再生保全機構に設置されており、本県も、平成13年度からこの基金に出えんしている。

この基金により、中小企業者のPCB廃棄物（高圧トランス・コンデンサ）の処理経費の約70%が軽減されることになることから、基金を利用した負担軽減制度について本県の中小企業者に対して周知を図りPCB廃棄物の処理の促進に努めていくものとする。

PCB廃棄物処理基金の仕組みは、図3のとおり。

図3 PCB廃棄物処理基金の仕組み



第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進

1 関係者の役割及び連携

PCB廃棄物の処理については、関係者が以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して適正処理に努めるものとする。

(1) 保管事業者等の役割

ア 保管事業者

保管事業者は、PCB特措法に基づく処理期限までに自ら又は許可業者に委託して、その保管するPCB廃棄物を適正に処分するとともに、PCB廃棄物が処分されるまでの間は、漏洩や紛失がないように適正に保管し、PCB特措法に基づき毎年度、保管及び処分状況等の届出を行う。

なお、処理については、「広域調整協議会」で決定した北九州PCB廃棄物処理施設への搬入スケジュールに協力し、処理期限までに処分を行うこととする。

イ 使用事業者

PCB使用製品の使用をできるだけ早期に中止して、適正な保管を行うとともに、処理期限までに処分を行うこととする。

(2) 収集運搬業者の役割

ア 収集運搬業者は、PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令、ガイドライン、北九州PCB廃棄物処理施設に係る受入基準等を遵守することはもとより、交通の安全にも十分配慮した対応をとることとする。

- イ 収集運搬業者は、P C B 廃棄物の保管及び収集運搬時の安全管理を徹底するために安全管理責任者を設置することとする。
- ウ 北九州 P C B 廃棄物処理施設への搬入に際しては、北九州市が定める留意事項及び関係各県の指導・助言に従うとともに、日本環境安全事業株式会社の調整等に協力することとする。
- エ 万一、収集運搬経路において、事故等が発生した場合には、関係機関との緊密な連携の下、速やかな対応ができるよう体制を整え、適切な対策を講じることとする。

(3) 鹿児島県の役割

ア 適正処理推進のための監視・指導等

P C B 特措法により、保管事業者及び P C B 廃棄物を処分する者は毎年度、その P C B 廃棄物の保管及び処分状況等を知事等に届出なければならないこととされており、県及び鹿児島市は、管内の事業者等に対し、保管及び処分状況の届出を徹底するとともに、保管事業者、収集運搬業者等に対し、必要に応じ、廃棄物処理法及び P C B 特措法に基づく立入検査及び指導を実施することとする。

また、使用事業者に対しては、早期かつ計画的な使用中止及び処理期限内における処分を指導していくこととする。

イ 計画的処理を行うための調整及び計画的搬出

北九州 P C B 廃棄物処理施設における高圧トランス・コンデンサ・廃 P C B の処理の搬入スケジュールは前記表 6 のとおりである。本県においては、当該スケジュールに基づいて、計画的搬出ができるよう、各保管事業者に対して周知徹底を図ることとする。

また、高圧トランス・コンデンサ・廃 P C B 以外の第 2 期施設で処理対象となる P C B 廃棄物についても、今後「広域調整協議会」で計画的な搬入方針を決定することとしているので、この方針が決まり次第、各保管事業者に対して周知徹底を図っていくこととする。

ウ 県民・事業者の理解を深めるための情報公開の推進

P C B 特措法第 5 条第 3 項の規定により、国、都道府県及び市町村は、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し、国民、保管事業者及び P C B 製造者等の理解を深めるよう努めなければならないとされている。

県は、県民に対し、保管事業者等関係者の理解を得ながら、県内における保管事業者及びその保管状況に関する情報、P C B 廃棄物の計画的処理に関する情報、P C B 廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等を県のホームページやパンフレット等の媒体を活用して、積極的に公開・提供するものとする。

また、保管事業者等に対して、P C B 廃棄物に関する法令情報、北九州 P C B 廃棄物処理施設の処理状況、P C B 廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等を説明会や県のホームページを通じて積極的に提供することとする。

(4) 鹿児島市の役割

鹿児島市は、処理期限内の適正処理等の目標を達成するため、県と協力・連携し、管内のPCB廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に努めることとする。

なお、期限内の適正処理が完了するまでの間は、管内の事業者等に対し、保管及び処分状況の届出を徹底するとともに、保管事業者、収集運搬業者等に対し、必要に応じ、廃棄物処理法及びPCB特措法に基づく立入検査及び指導を実施することとする。

(5) 鹿児島市以外の県下市町村の役割

鹿児島市以外の県下市町村は、管内におけるPCB廃棄物の保管・使用状況の把握に努めるとともに、県に対して、PCB廃棄物の保管・使用に関する情報提供を行うなど、国及び県が実施するPCB廃棄物の処理に関する施策・取り組みに対して積極的に協力するものとする。

(6) 国の役割

国は「PCB廃棄物処理基本計画」に定めた次の役割を担っている。

- ・ 日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的な広域処理施設の整備の推進
- ・ 都道府県等と協力してのPCB廃棄物処理基金の造成
- ・ 安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう都道府県間の調整、都道府県と日本環境安全事業株式会社間の調整
- ・ 日本環境安全事業株式会社の指導監督

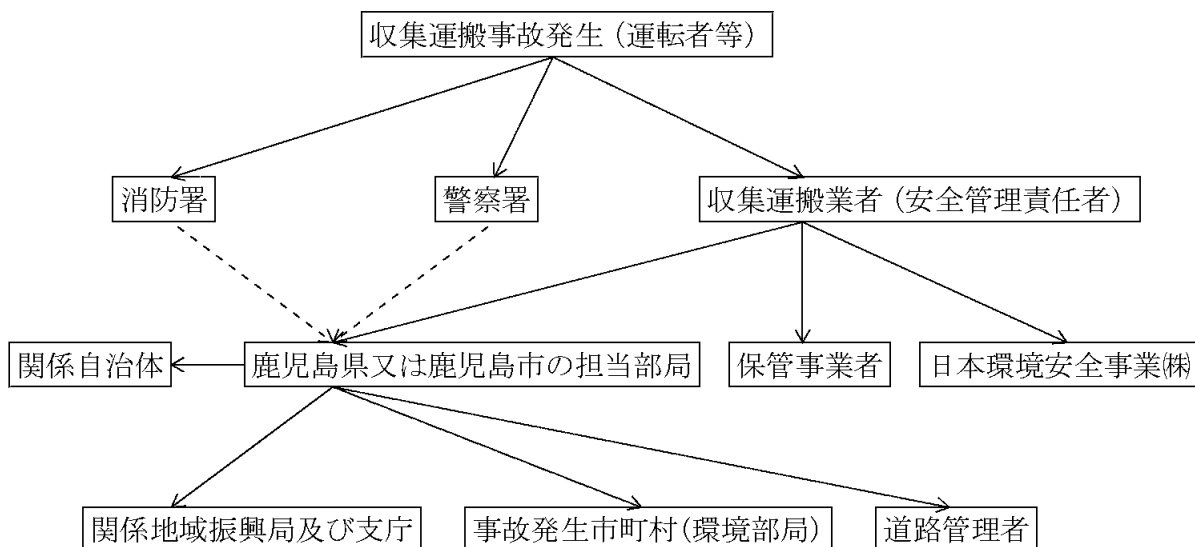
(7) 日本環境安全事業株式会社の役割

日本環境安全事業株式会社は「PCB廃棄物処理基本計画」に定められた次の役割を担っている。

- ・ 拠点的広域処理施設における安全かつ効率的な処理の実施
- ・ 地域住民及び地元地方公共団体に対する情報公開
- ・ PCB廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理を実施するため、関係都道府縣市に対する搬入に係る情報の提供
- ・ 関係都道府縣市と連絡調整を行った上での受入条件及び受入計画の策定

2 緊急時の対応

【収集運搬時における緊急連絡体制】



- ① 運転者等収集運搬従事者は、事故等が発生した場合には、速やかに消防署、警察署及び安全管理責任者に通報することとする。
- ② 通報を受けた安全管理責任者は、あらかじめ定められた緊急連絡体制に基づき、鹿児島県等、保管事業者、日本環境安全事業(株)北九州事業所等の関係者に連絡することとする。
- ③ 鹿児島県は鹿児島県内で発生した事故については、県関係部局、関係市町村及び道路管理者に連絡し、対応を協議することとする。
また、県外の収集運搬経路上で事故が発生した場合は、関係自治体の廃棄物対策部局等に連絡して、事故等に関する情報収集に努めることとする。
- ④ 道路管理者への連絡について、道路管理者が事故発生市町村長である場合は、当該市町村の環境部局から連絡するよう依頼する。

第5章 その他必要な事項

低濃度PCB汚染物の処理

近年、PCBを使用していないとされていたトランス等重電機器の一部から微量のPCBに汚染された絶縁油の存在が明らかになっている。現在、国において低濃度PCB汚染物の処理方法等について検討が行われているところであり、本県としては、今後、国の検討結果の把握に努め、関係業界及び使用・保管事業者に対し情報提供等を行い適正処理の推進に努める。